

子育て応援

有田川町子育て応援商品券を 給付します

有田川町では、町内の消費喚起に資するとともに、子育て家庭の負担を軽減することを目的とし、中学生以下の子ども1人につき1万円分の商品券(有田川町子育て応援商品券)を給付することになりました。対象の方には6月下旬に申請書を送付しますので、手続きをお願いします。

●商品券の給付対象となる子

平成27年4月1日【基準日】において、住民基本台帳に記録されている者のうち、15歳未満の子(平成12年4月2日から平成27年4月1日生まれまでの子)となります。

ただし、申請の日までに転出などをされた場合は対象外となります。

●商品券給付対象者

前述「支給対象となる子」の属する世帯の世帯主の方です。

ただし、世帯構成者などの方の代理申請も可能です。

●応援の内容

中学生以下の子ども1人につき1万円分の「有田川町子育て応援商品券」を給付します。(1,000

円券×10枚、商品券取扱店全店で利用可能です)

●申請期間など

平成27年7月1日(水)

～平成27年8月31日(月)

※吉備庁舎・金屋庁舎は平日以外にも7月第1および第2土日も受け付けます。

※清水行政局は平日以外にも7月第1土日のみ受け付けます。

●申請場所

商品券との引き換えとなるため、あらかじめ申請場所が決められていますのでご注意ください。

・吉備地区にお住まいの方／吉備庁舎(8月以降は金屋庁舎)

・金屋地区・中原・川合・北野川・二澤・粟生地区にお住まいの方／金屋庁舎

・その他の清水地区にお住まいの方／清水行政局

●問い合わせ／金屋庁舎商工観光課



手当

戦没者などのご遺族の皆さまへ 第10回特別弔慰金が 支給されます

特別弔慰金とは、国が戦没者などの遺族に対して、戦後70周年の節目をとらえて国として弔慰の意を表すため、支給するものです。

●支給対象者

平成27年4月1日において、戦没者にかかる公務扶助料、遺族年金などを受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お1人に支給します。

(支給順位)

1. 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などと生計関係を有していた①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹。ただし、平成27年4月1日において婚姻により姓が変わっている方、遺族以外の方と養子縁組をしている方は除く。
4. 前述3以外の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
5. 前述1から4以外の三親等内の親族。ただし、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係

係を有していた方のみ。

※特別弔慰金の支給対象遺族は、戦没者などの死亡当時の遺族(生まれていなかった)が要件となります。なお、子については戦没者などの死亡当時の胎児も含まれます。

●支給内容

額面25万円、5年償還の記名 国債

●請求期間

平成30年4月2日まで

●請求手続きの窓口

金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室

※第8回または第9回特別弔慰金を受給されている方、またはそのご遺族さまに対して、5月中旬ごろに案内を送付させていただいていますので、指定の受付日にお越しください。

●問い合わせ／

金屋庁舎やすらぎ福祉課・
県庁福祉保健総務課

☎073・441・2476